

Dentist to P (歯科医師-患者間のオンライン診療)

Dentist to P（歯科医師－患者間のオンライン診療）

背景・問題意識

- 医師がオンライン診療を実施する場合の取り扱いについては、平成30年3月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」が発出されたが、歯科医師に関しては明示的に示されていない。
- 歯科診療においては、う蝕処置のように医療施設で患者に直接行う処置が多いが、一方で、発達過程において正常な口腔機能獲得ができていない小児や、加齢などにより口腔機能が低下した高齢者に対する指導管理など、歯科医師による指導管理に対するニーズが高まっている。
- 医科におけるオンライン診療の拡大に伴い、歯科においても継続的な指導管理等が必要な患者に対するオンライン診療が検討され始めているが、歯科医師がオンライン診療を行う場合の取り扱いが不明瞭である。

○歯科医師の遠隔診療に関する現時点の考え方（平成9年局長通知）

- 診療は、医師又は歯科医師と患者が直接対面して行われることが基本。
- 遠隔診療は、あくまで直接の対面診療の補完であるが、直接の対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合、遠隔診療は直ちに歯科医師法第20条に抵触しない。

（参考）

医師法（昭和三十二年法律第二百一号）

第二十条 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後24時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

歯科医師法（昭和三十二年法律第二百二号）

第二十条 歯科医師は、自ら診察しないで治療をし、又は診断書若しくは処方せんを交付してはならない。

○検討事項

- 歯科医療においてもオンライン診療の活用が想定されることから、歯科医師がオンライン診療を実施する際の留意事項等を検討し、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の見直しを行ってはどうか。

想定される具体例（イメージ）

口腔機能発達不全症や口腔機能低下症等の患者に対し、継続的な口腔管理を行う場合

歯科医療において想定されるオンライン診療

○ Dentist to P with Dentist, Dentist to P with Doctor, Doctor to P with Dentistについて

- ・ Dentist to P with Doctor, Doctor to P with Dentist, Dentist to P with Dentistとした形態が想定される。

想定される具体例(イメージ)

- ① Dentist to P with Doctor: 在宅療養を行っている患者に対し食支援で医師・歯科医師等の多職種が関与している場合において、医師の診療時に、必要に応じて歯科医師が口腔機能・口腔衛生に関する指導管理を行う場合
- ② Doctor to P with Dentist: ①と同様のケースにおいて、歯科医師の診療時に、必要に応じて医師が指導管理を行う場合
- ③ Dentist to P with Dentist: 在宅療養を行っている患者に対する口腔機能管理を行っている場合に、主治の歯科医師だけではなく必要に応じて当該領域を専門とする歯科医師が診療を行う場合

○ Dentist to P with DH について

- ・ 歯科衛生士は、歯科診療の補助をなすことを業とすることができることから、Dentist to P with DH(Dental Hygienist)とした形態が想定される。

想定される具体例(イメージ)

口腔衛生管理が必要な患者に対し、歯科医師の指示により、在宅や歯科医師がいない病院や施設等で歯科衛生士が口腔衛生管理等を行う場合

(参考)

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)

第五条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第六条 この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを行うことを業とする者をいう。

第三十一条第一項 看護師でない者は、第五条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

第二項 保健師及び助産師は、前項の規定にかかわらず、第五条に規定する業を行うことができる。

第三十二条 准看護師でない者は、第六条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)

第二条第二項 歯科衛生士は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることができる。